

令和6年度第44回全国豊かな海づくり大会実施計画等策定業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務内容

- (1)委託業務名 令和6年度第44回全国豊かな海づくり大会実施計画等策定業務委託
(2)委託期間 契約締結日から令和7年3月28日(金)まで
(3)仕様 別紙令和6年度第44回全国豊かな海づくり大会実施計画等策定業務委託仕様書のとおり

2 契約上限額 23,780,900円(消費税及び地方消費税を含む)

3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1)参加者資格

- ①当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ③三重県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- ④過去10年間(平成26年度から令和5年度)に完了した同種又は類似大会において大会実施計画作成又は大会運営等の受託実績を有する者であること。
 - ア 同種大会:天皇皇后両陛下御臨席(行幸啓)の大会
 - イ 類似大会:皇族御臨席(行啓又は皇嗣殿下御臨席)の大会
- ⑤本業務に次の要件を満たす総括責任者及び主任担当者を配置できること。
 - ア 総括責任者:イベントの企画運営に係る実務経験を10年以上有し、かつ平成26年度以降に日本国内で開催された皇族御臨席の全国規模の大会を担当した経験がある者
 - イ 主任担当者:イベントの企画運営に係る実務経験を5年以上有し、かつ平成26年度以降に日本国内で開催された皇族御臨席の全国規模の大会を担当した経験がある者
- ⑥応募は単独に限らずJV(共同企業体)でも可とするが、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加者資格①及び②の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のうち、いずれかが参加資格③から⑤を満たしていること。
 - エ 共同企業体を構成する事業者が、単独又は他の共同企業体の構成員としてこの企画提案コンペに参加することはできない。
 - オ 参加資格⑤の総括責任者は、共同企業体を代表する事業者が配置すること。

(2)最優秀提案者資格

- ①三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- ②三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中で

- ある者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ③三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 スケジュール(予定を含む)

内 容	期 日
企画提案コンペ募集開始	令和6年4月18日(木)
業務説明会申込締切	令和6年4月23日(火)17時
業務説明会開催	令和6年4月26日(金)
質問書提出締切	令和6年4月30日(火)15時
質問に対する回答	令和6年5月8日(水)
参加資格確認申請締切	令和6年5月9日(木)17時
参加資格確認結果の通知	令和6年5月21日(火)
企画提案書提出期限	令和6年6月4日(火)17時
企画提案コンペ審査会開催	令和6年6月11日(火)(予定)
企画提案コンペ審査結果通知	令和6年6月12日(水)(予定)
契約締結	令和6年6月中旬頃

5 業務説明会

業務内容や企画提案の手続き等を説明するため説明会を開催する。説明会への参加を希望する場合は、以下のとおり業務説明会参加申込書を提出すること。

- (1)開催日時:令和6年4月26日(金) 13時30分～
- (2)開催場所:三重県勤労者福祉会館6階研修室(津市栄町1丁目891番地)
- (3)参加申込方法
- ①提出書類:業務説明会参加申込書(様式1)
 - ②提出方法:FAX 又は電子メールで第44回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会(以下「実行委員会」という。)まで提出すること。
 - ③提出期限:令和6年4月23日(火)17時まで(必着)
 - ④提出先:21の「連絡先」のとおり

6 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は、以下により質問をしてください。

- (1)質問の受付期限:令和6年4月30日(火)15時まで(必着)
- (2)質問の方法
- FAX 又は電子メールで受け付けます。質問には、所属・氏名・連絡先を明記してください。質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。
- (3)質問の提出先:21の「連絡先」のとおり
- (4)質問の内容
- 質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しません。
- (5)質問に対する回答
- 受けた質問及びその回答については、令和6年5月8日(水)に、原則として県ホームページ内の次のページ配下に掲載します。
- トップページ > 県政・お知らせ情報 > お知らせ情報 > 企画提案コンペ等情報(公告・結果)

7 参加資格確認申請

本業務を受託しようとする者は、「企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式2)」に(4)の提出書類を添えて実行委員会に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

(1)提出期限:令和6年5月9日(木)17時必着

(2)提出方法

持参又は郵送のいずれかで提出してください。(電子メール又はFAXによる提出は受け付けないこととします。)持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ります。郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。また、提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3)提出先:21の「連絡先」のとおり

(4)提出書類

提出書類	提出部数	様式
企画提案コンペ参加資格確認申請書	1部	様式2
役員等に関する事項	1部	様式3
委任状	1部	様式4
登記簿謄本又は登記事項証明書 (3ヶ月以内のもの。写し可)	1部	※
身分(身元)証明書(個人の場合。本籍地市町村長証明のもの。3ヶ月以内のもの。写し可)	1部	
成年被後見人等について登記されていないことの 証明書(個人の場合。3ヶ月以内のもの。写し可)	1部	
会社概要 (既存の資料(会社パンフレット等)に代えることができる)	1部	任意様式 ※
事業実績(過去10年間の実績)	1部	様式5
業務実施体制	1部	様式6
総括責任者等の経歴等	1部	様式7
総括責任者等の同種又は類似大会の実績	1部	様式8
共同企業体協定書の写し(JVのみ)	1部	任意様式

※ 共同企業体にあつては、構成員ごとに1部提出すること。

8 参加資格確認結果の通知

実行委員会は、上記6の確認結果を、令和6年5月21日(火)までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

9 企画提案資料の提出

上記8により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

(1)提出期間:令和6年6月4日(火)17時必着

(2)提出方法:上記7(2)に同じ

(3)提出先:21の「連絡先」のとおり

(4)提出資料:企画提案書作成要領による

10 選定委員会でのプレゼンテーション

実行委員会は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和6年度第44回全国豊かな海づくり大会実施計画等策定業務委託企画提案コンペ選定要領」に基づき選定委員会において審査します。

当該審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(1)日時:令和6年6月11日(火)13時(予定)

(2)場所:三重県吉田山会館第302会議室(津市栄町1丁目891番地)

(3)内容:プレゼンテーション20分、質疑15分(予定)

(4)方法

提出済みの企画提案資料(紙)及び口頭での説明に限るものとします(プロジェクター、スクリーン、タブレット端末配布等による説明は不可)。

(5)備考

提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、書類審査通過者を5者程度選定した上で、当該書類審査通過者によるプレゼンテーションを実施します。

提案者が多数の場合の書類審査の結果については、提案したすべての者に令和6年6月7日(金)(予定)に電子メール又は電話により通知します。

なお、プレゼンテーションはオンラインでの参加を可とします。

11 最優秀提案の選定方法

選定委員会は、上記10の内容の審査を行い、最優秀提案を選定します。

審査の結果、最優秀提案(契約の相手方候補となる者の提案)に該当する提案がない場合もあります。

企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。

(1)業務実施体制(配点比率2)

責任者及び担当者等の配置、分担業務の配分など、本業務が円滑かつ確実に実施できるような体制がとられているか。また、関係機関等の協議・連絡調整の体制は万全か。

(2)的確性(配点比率2)

大会基本計画骨子【暫定版】の内容を的確に理解し、業務仕様書の主要な要件を満たした適切な提案内容となっているか。

(3)企画性(配点比率2)

1年前プレイバント及び式典行事、海上歓迎・放流行事等の企画構成・演出について、効果的な提案ができているか。また、独自の方策が具体的に提案されているか。

(4)実現可能性(配点比率2)

取組の手法及びロジックが明確かつ具体的な内容になっているか。業務遂行に必要な知識や経験に基づくノウハウなどを有しているか。

(5)業務スケジュール(配点比率1)

計画的かつ具体的な業務スケジュールであり、実現可能となっているか。

(6)経済的合理性(配点比率1)

見積額及び積算内訳・根拠は適切か。費用対効果の観点から積算内容は適切かつ効率的であるか。

12 選定結果の通知

実行委員会は、上記11の選定結果を、令和6年6月12日(水)(予定)に、提案したすべての者に対し電子メール又は電話により通知します。

13 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者は、選定結果の通知を受けた日の翌日までに次の書類を提出(提示可のものにあっては、提出又は提示)してください。

- (1)消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(有料)(選定結果通知日から過去6ヶ月以内に所管税務署が発行したもの)の写し(提示可)
- (2)三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(選定結果通知日から過去6ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの)の写し(提示可)
- (3)三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」

14 契約方法に関する事項

- (1)契約条項は、実行委員会において示します。
- (2)契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3)契約は、実行委員会において行います。
- (4)契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

15 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

16 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

17 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

18 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

19 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1)受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2)受託者が、(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

20 その他

(1)企画提案に関する事項

- ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。
- イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。
- ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき実行委員会が判断することとなります。

(2)契約に関する事項

- ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、実行委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- イ 成果品の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含みます。)は、成果品の引渡しをもって実行委員会に譲渡されるものとします。
- ウ 委託料は、委託業務が完了し、実行委員会の検査に合格した後に支払うものとします。
- エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に罰則規定があるので留意してください。

(3)企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

- 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。
- ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して談合等の不正があったとき。
 - オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
 - カ 見積書に記載された見積価格(消費税及び地方消費税を抜いた額)の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。
 - キ その他実行委員会があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められ

る義務を履行しなかったとき。

- (4)この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします(三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています)。

21 連絡先

第44回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会事務局

(三重県農林水産部全国豊かな海づくり大会推進プロジェクトチーム)

担当:山本(祥)、小井

〒514-0004 津市栄町1-954

三重県栄町庁舎5階

電話:059-224-3410 FAX:059-224-2059

電子メール:umidkr@pref.mie.lg.jp